

沼津駅の高架化を実現する市民の会補助金交付要綱

平成10年4月14日市長決裁

(趣旨)

第1条 沼津市の中心市街地における都市交通問題の抜本的解決とともに、沼津市の活性化を図るため、沼津駅の高架化を実現するための運動を展開する「沼津駅の高架化を実現する市民の会」(以下、「市民の会」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和62年沼津市規則第4号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金は、市民の会の運営経費の一部を助成するものとし、その額は、年額180万円を限度とする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。